

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 27 日現在

機関番号：33601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380177

研究課題名(和文) 英国連立政権における教育ガバナンスの再編と公共サービスの専門性構築に関する研究

研究課題名(英文) Reorganization of Governance of education and Reconstruction of professionalism in public service under Coalition Government in UK

研究代表者

久保木 匡介 (KUBOKI, Kyosuke)

長野大学・環境ツーリズム学部・教授

研究者番号：60434479

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：英国連立政権の教育改革では、学校の公設民営化＝アカデミー化が劇的に進行した。これにより保護者の学校選択の強化、競争関係の強化、教育サービスのビジネス化が進行した。またアカデミー化には、教育水準局査察の結果が判断基準として利用されることとなり、中央の統制機関による評価結果が準市場化の推進政策に活用され、それが社会レベルの統制を強化するという循環が生み出された。学校査察では、査察による格付けの厳格化、査察対象校の業績「比例」化、学校自己評価の義務付けの解除、地方教育当局の関与の弱体化が進行した。したがって、連立政権では、教育サービスの統制構造の再集権化が準市場化と並行して進行したと言える。

研究成果の概要(英文)：Under Coalition Government, privatization of state school has strongly proceeded. Therefore, there have been expansion of school selection by parents, competition between each schools, and change from public education to business. When converting one school to Academy, Government used a grade given by OFSTED as criteria and it means that results of evaluation by central agency proceed policy of quasi-marketization of education, and which strengthen social control of schools. This is new cycle. In school inspection, strict grading of schools and focus of schools which have had a lower grade as a result of of last inspection have come about, and reinforcement of self-evaluation in inspection process have abolished and control of local education authority have weakened. That means control of schools was re-centralized with quasi-marketization of education under Coalition Government.

研究分野：政治学

キーワード：NPM型行政統制 市場型統制 経営管理型統制 準市場化 自己規制メカニズム

1. 研究開始当初の背景

本研究が目指すのは、ポスト福祉国家における公共サービスの構造、特にそのサービスの質を統制するための新たなシステム(行政統制)の構造とその展開である。OECD諸国の中でも、1980年代以降のイギリス(本研究ではイングランドをさす)は、しばしば新自由主義教育改革のモデルと評されるように、一方ではサービス供給体制の大胆な市場化を、他方ではサービスの統制構造の外部化・標準化を進めてきた。これを「競争と外部評価を基軸とする教育ガバナンス」と呼ぶ。

サッチャー保守党政権以降の教育ガバナンスの変化をサービス提供主体、教育行政システム、外部評価システムというそれぞれの側面から見ると、80 - 90年代の保守党政権期においては、公立学校体系の多様化と競争化、教育行政の集権化(脱地方自治体化、ナショナル・カリキュラム、学力テストの導入)と個別化・自己責任化(学校理事会と校長への権限移譲)、外部評価の集権化(教育水準局の創設)が顕著であった。

次のブレア・ブラウンの労働党政権期においては、前政権までの競争化を引き継ぎつつ、公立学校の多様化と一定の民間化(公設民営学校「アカデミー」の限定導入)、教育行政の分権化(地方当局の「復権」)および社会的包摂機能強化(貧困地域への教育アクションゾーンや教育予算の増額)、外部評価の重層化と内在化(地方教育当局による評価および学校自己評価の導入)の傾向が顕著であった。

しかし、2010年のキャメロン連立政権以降の保守党政権では、後述のように公立学校の公設民営化を通じた準市場化が再び劇的に進行する。それは同時に多くの公立学校が地方自治体の教育部局の管理から離脱することを意味している。他方で学校査察はその格付けが厳格化されたのに加え、査察結果が公設民営化と直接に結び付けられるようになった。このような変化は、教育ガバナンスのどのような改編を意味するものか、また教育サービスの統制構造にはどのような変化が生じているのかという問題関心が本研究の背景にあった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、このような変化をふまえ、キャメロン政権から始まる保守党政権下における教育改革を、サービス提供主体、教育行政システム、外部評価システムからなるガバナンスの形態変化を中心に分析し、同政権における教育サービスの質の統制の「像」を析出することであった。

2010年のキャメロン連立政権成立当初、教育サービスについては以下のような改革が進行した。(1)「教育提供主体の民間化の大規模な進行：公設民営学校「アカデミー」と「フリースクール」の激増政策。優秀校と困難校のいずれもがアカデミー化される仕

組み。(2)「官僚主義」批判に基づく「分権化」=地方当局からの権限剥奪、学校理事会への移譲。(3)全国画一の学校査察から成果に基づき評価頻度を改編(査察における比例原則の導入)。

以上から筆者は、キャメロン政権における教育改革の動向を、(1)教育サービスの提供主体の民間化・多様化、(2)教育行政システムの分権化、脱行政化、(3)外部評価システムの非制度化、内在化と特徴づけた。そしてこれらの「教育ガバナンス」の再編成に対応して、教育サービスの統制においては、市場化と同時に再集権化と評価プロセスにおける自己規制の強化が進行しているとの仮説を立てた。これを現地でのヒアリングを中心とした調査によって実証し、より精緻で明確な専門性統制の像として析出することが本研究の課題であった。換言すれば、本研究の目的は、イギリスのキャメロン連立政権下で進行する教育改革を、1988年教育法以来展開されてきた「競争と外部評価を基軸とする教育ガバナンス」の新段階として捉え、ポスト福祉国家における公共サービスの専門性統制のシステムとして総合的に分析することであった。

3. 研究の方法

本研究では、以下のようなアプローチにより研究を進めた。

(1) 教育ガバナンスの変化の分析

イギリスの教育サービス改革は、上述の通り1980年代以降、サービス提供主体たる公立学校の民間化と多様化を軸として展開してきた。これは教育サービスの準市場化と捉えることができる。この準市場化はキャメロン政権における公設民営学校「アカデミー」および「フリースクール」の大幅な増設政策によって加速することとなった。この公設民営化が、教育サービスの質にいかなる影響を与えているのかを明らかにすることが課題となる。ここでは公設民営学校における教育目標や教育カリキュラムおよび教育方法の変容、教員の専門性形成の変化などが分析対象である。

(2) 学校評価システムの変化

次に教育における行政統制の仕組みとしての学校評価システムの変化を分析する。上述のように1990年代以降、イギリスでは教育水準局(OFSTED)の学校査察による新たな学校評価システムが形成されてきた。そこでは、外部からの事後評価、数値による厳格な業績評価、評価結果に対する事後的なサンクションなどの特徴が看取された。この特徴が、キャメロン政権以降にどのように変化したのかを分析することが課題となる。

また、教育サービスの質の統制にあっては、1980年代まで各学校に大きな影響を及ぼしていた地方自治体の教育部門(「地方教育当局」)をどのように位置づけるかがもう一つの焦点となっていた。本研究では、学校評価

システム分析の一環として、地方教育当局の学校評価に対する役割の変化を分析対象とした。

(3) ガバナンスの変化とそれに対応する行政統制の変化の分析

上記の(1)(2)をふまえ、連立政権以降の保守党政権において、教育行政にかかるガバナンスの変化と行政統制の仕組みの変化がどのように関連付けられるのかを明らかにする。具体的にはアカデミー化を中心とする「準市場化」の推進と、学校査察を中心とする学校評価システムの変容がどのように関連付けられるのかを実証的かつ理論的に整理する。

4. 研究成果

以下では、本研究の成果の概要を、上記の研究の方法で示した項目に沿って記述する。

(1) 連立政権以降の教育サービス供給体制の変化：公立学校の公設民営化を中心に

改革の概要

「連立政権における教育改革の基本方針は、発足から半年後の教育白書『教育力の重要性 (Importance of Teaching)』によって示された。同白書は、国際競争力の基礎となる学力の向上を議論の出発点に据え教育の改革課題を示した。第一に教員の質の向上、第二に教育現場への権限委譲と高水準の説明責任の確保、第三に富裕層と貧困層の教育格差の解消、特に新たな予算措置による貧困層への重点支援である。この方針を受けて行われた連立政権における教育ガバナンス改革の最大の特徴は、教育サービスにおける「分権化」(権限移譲)と供給主体の「民営化」がセットで行われたことにある。それが、公設民営学校「アカデミー」の劇的な拡大と新型「アカデミー」としての「フリースクール」の導入であった(久保木 2013)。

本研究では、連立政権以降の保守党政権下で進行したアカデミーの拡大に焦点を当てた。アカデミーには、公立学校が政府の介入によって強制的に民間のスポンサーによる運営に切り替えられるもので、「スポンサー付アカデミー (sponsored academy)」と、小学校から高等教育機関まですべての公立学校が自主的にアカデミーの地位を申請できる、「コンバート型アカデミー (Converter Academy)」である。さらに連立政権は、低いパフォーマンスの学校を強制的にアカデミーに転換させる取り組みも推進することによって、アカデミーを劇的に拡大させる政策を進めた。

イングランドでは、すでに労働党政権下で約 350 の公立学校がアカデミー化されていたが、連立政権下ではその数が急速に拡大し、2012年4月までに新たに1421校、そして2014年終了時点では、4643校、全公立学校の約18%がアカデミーとなっている(イギリス教育省のHP、2015年4月20日閲覧)。また、労働党政権下でアカデミー化された学校の

多くは中学校であったが、連立政権下では多くの小学校と16-18歳の生徒が通うシックス・フォーム(カレッジ)等もアカデミー化されている。

このように、連立政権下の教育ガバナンス改革によって、イングランドにおける公立学校の2割弱が公設「民営」化され、教育における「準市場」化の条件整備は再び劇的に進行したのである。

コンバート型アカデミーの実態

2015年3月17日に行ったコンバート型アカデミーの現地調査では、以下のことが明らかになった。調査対象はハートフォード州にあるホカリル・アングロ・ヨーロッパ・カレッジである。

同校は、19世紀に設立された伝統ある寄宿制の公立学校であり中学校とシックスフォームを持つ。2011年2月にアカデミーにコンバートされた。アカデミー化は政府の政策の影響を受けた学校理事会が行った。

アカデミー化のメリットとして、次が挙げられた。第一に、自治体教育部局の統制からの自由である。予算の執行について学校独自の判断で行えることが増えたという。第二に、カリキュラムの自由である。同校では国際バカロレアの資格を取得できるカリキュラムを進めるなど独自の教育内容を設計、遂行している。

他方で、アカデミー化に伴う問題点として、以下が指摘された。第一に学校予算の確保である。連立政権および保守党政権による教育予算の縮小によって、当初想定されていた予算が政府から降りなくなった。そのため、例えば国際バカロレアのプログラムを推進するための十分な予算が確保できていない。また従来なら自治体がまとめて安く購入していた外注サービスも学校単独で購入しなければならないため、コストがかさむ例が増えている。第二に、教育を進めるために必要な学校外部からの支援の確保である。教員の研修や子どもの安全確保のためのサービスなど、従来自治体から提供されていた支援が受けられなくなった。また、自治体内の学校間で行われてきた相互支援も行われなくなり、学校同士は競争的な関係におかれている。

アカデミー政策への批判

政権が進めるアカデミー政策に対し、反対派における問題点の認識を知るため、「反アカデミー同盟 (Anti-Academy Alliance)」議長のアラスデア・スミス氏(ハックニー・バラの公立学校教員、全国教員組合(NUT)のメンバー)のヒアリングを行った(2014年3月)。氏による批判の要点は以下の通り。

第一に、「アカデミーは教育の質を改善する」という言説が真実ではないこと、第二に、アカデミー化とは公教育の民営化でありビジネスによる公教育の利用であること。

第二に、連立政権におけるアカデミー化推進の意図としては、保守党、特にゴープ教育大臣の持つ新自由主義的な教育改革の理念

に基づくところが大きい。その背景には、ゴールドマン・サックスのようなグローバル金融資本がスポンサーとなっている ARK のようなアカデミー・チェーンが増えているように、グローバルな教育ビジネスと公教育との関係が強まっていることがある。なお、このグローバル産業をスポンサーに急成長したアカデミー・チェーン軸とする新しい私的な政策ネットワークの構造と展開については、ボール (Ball, S.) が精力的に分析している (Ball 2012, 2013)。

第三に、教育内容に関わるアカデミー化の最大の問題点は、カリキュラムの自由が与えられる中で、各学校がテスト中心のカリキュラム編成にシフトしているということである。政府が各学校の英語と数学の成績に焦点化して業績を評価するので、その他の選択科目を削減するということが進んでいる。

(2) 連立政権以降の教育行政システムの変化：地方教育当局の位置づけ

公設民営化推進政策の下での地方教育当局と学校との関係について

上述のように、連立政権以降の教育政策では、地域の公立学校を自治体の管理下から外れるアカデミーに置き換える政策が推進された。これについて、コンバート型アカデミーのホカリル・カレッジにおけるヒアリングでは、従来の自治体による教育内容等への関与から自由になったこと、学校予算の裁量的な運用が強化されたことなどが指摘された。他方で、従来自治体から受けていた教育上の支援や学校運営に必要な財・サービスの購入などは受けられなくなり、各学校の負担が重くなったという点も指摘された。

また、教育水準局へのヒアリングでは、学校査察と並行して地方教育当局の査察が行われ地区内の学校の改善についての評価を受けていることが確認された。

民営化された地方教育当局による学校の支援の実態

2000 年代に地域の学校の低パフォーマンスを理由に民営化された地方教育当局へのヒアリングを行った。

イズリントン・バラの地方教育当局は労働党政権の下で Cambridge Education (CE) という民間事業者へ外部委託され、数回の契約更新ののち、2012 年に再び自治体の直営に戻されている。直営に戻された理由は委託契約の終了が理由であるが、外部委託の期間を通じ地域内の公立学校のテスト等の業績を向上させることに成功したこと、直営化後には CE のスタッフの多くが自治体の職員として移籍したことが明らかとなった。

(3) 連立政権以降の学校評価システム：教育水準局査察の変化を中心に

教育水準局査察の改革の概要

連立政権下では、労働党政権時代の教育水準局査察に対する改革が行われた。改革の特

徴は、第一に、上記の「アカデミー」等の拡大政策を、教育水準局の学校査察の結果と連動させて推進したことである。まず、教育水準局査察の最も高い格付け (Outstanding) を受けた学校が、政府から「自発的に」アカデミー化することを奨励された。次に、教育水準局査察の格付けにおいて最も低い (inadequate) を受けた学校は、政府によって次々と「強制的に」アカデミーに転換させられた。このように連立政権では、教育水準局による学校評価システムが、政府による教育サービス供給主体の「民営化」、すなわち「準市場」化を推進する役割を果たすようになったのである。

第二に、2012 年に作成された新たな査察枠組みの特徴は、以下の通りであった。

A. 査察の「スリム化」：労働党政権時代に設けられた学校査察の対象領域が 27 あったものを、4 つの項目に絞り込むことであった。さらに、これまで統一されたフォームで行われていた学校自己評価は任意となり、校長や学校理事会がそれぞれのやり方で学校活動を評価することとなった。

B. 査察頻度の「比例化」：過去の査察において良好なパフォーマンスを示した学校への査察頻度を減らし、低いパフォーマンスを示した学校への査察頻度を増やすことである。Outstanding と評価された学校は次の定期査察からは外され、低パフォーマンスの学校に対する査察頻度の改革は、2012 年の新査察枠組みにおいて、以下の査察の「厳格化」政策とセットで制度化された。

C. 査察における格付けの「厳格化」：従来は、各学校の 4 段階の総合評価のうち、第三グレードの satisfactory 以上が事実上「及第」とみなされ、それ以下の場合には、「特別措置」あるいは改善勧告を受けることとなっていた。2012 年の査察枠組では新たに 4 段階のグレードが設定され、第 2 グレードの good 以上が「及第」とされた。また、最上グレードの outstanding の総合評価を受けるには、個別項目の中の「教育指導 (teaching)」において outstanding を受けなければならないとされた。

新たな第 3 グレードの requires improvement の評価を受けると、2 年以内に再査察を受けることとなる。これを 2 回繰り返した場合、格付けは自動的に第 4 グレードの special measures に下げられる。special measures の評価を受けた場合、数か月ごとの「モニタリング査察」を受けることが義務付けられ、やはり 2 年以内の再査察が行われるほか、改善が見られない場合には、先述の通りアカデミー化など学校の経営体の改革を迫られることとなる。

査察改革の背景の調査

・2014 年 3 月の教育水準局におけるソニア・ガンディー氏 (Head of Equality and Impact) へのヒアリングでは、以下のことが明らかになった。

第一に、教育水準局の認識では、2000年代の査察を通じ、教育水準局査察は各学校の学力の向上に貢献しているということである。査察の結果、格付けの下がった学校に対する適切な介入や助言によってパフォーマンスを改善する学校が増えたとのことである。

第二に、連立政権で行われた査察グレードの「厳格化」のねらいについて。教育水準局長官の認識として、satisfactoryを取った学校は、そこで満足し改善の努力をしない傾向があった。生徒は good 以上の学校に行くべきであり、satisfactory では不十分である。もし required improvement とされれば、改善が求められているということを実感するだろう、ということである。また、新たな格付けにおける required improvement というのは、学校を改善するために与えられる評価である。セミナーやトレーニング、教育水準局やほかの学校からの助言が与えられるので、負担というよりは改善のための支援を与えるということである。

第三に、労働党政権時代に導入された、査察前に作成される共通の自己評価フォーマットは廃止され、現在は学校独自の様式で行われるようになった。結果的に多くの学校では従前のフォーマットを使用している。

第四に、アカデミー化された学校でも一般の公立学校と同様に学校査察が行われている。各学校の査察頻度は教育省が判断して行っている。また、アカデミーを運営する事業体(トラスト)に対してもそのマネジメントについて、特にカリキュラムや教授方法、学校運営について査察を行っている。

第五に、地方教育当局(LEAまたはLA)に対しては、各学校のパフォーマンスをどのように改善したかを中心に査察を行っている。当局の取り組みが不十分な場合には、improvement notice が与えられ、半年後に再査察が行われる。

(4) NPM 型行政統制システムとしてのイギリス学校評価システムの理論化

本研究では、連立政権における教育改革の基調を形成したサッチャー政権以降の教育改革を、公共サービス改革全体を貫く NPM (New Public Management) 型改革と捉え、学校が提供する教育サービスの質の統制構造を中心にその理論化を行った。

準市場化による社会レベルの統制の改革

1992年の教育水準局の設立以降、保守党政権下で進行したイングランドの教育サービス改革は、主に二つのレベルの統制が組み合わさることによって新しいサービスの統制構造が成立させた。

一つ目の統制は、市場化、分権化、競争化等の教育ガバナンス改革によって生み出された、供給主体=学校に対する社会レベルの統制である。これはサービスの消費者として位置づけられる保護者の「選択の自由」の拡大を通じて競争原理を働かせ、供給者の側に

予め消費者の期待を「考慮に入れる」という誘因を組み込むことを企図する統制のあり方である。これを「市場型統制」と呼ぶ。市場型統制は、特定の機関の間で制度的に成立するのではなく、保護者と各学校を軸としつつ、中央政府、地方教育当局、マスコミ、世論など各アクターの社会関係において幅広く形成される統制構造である。

NPM 型行政統制：市場型統制 + 経営管理型統制

もう一つの統制は、教育水準局査察の導入によって制度化された、評価権をもつ部門が、被評価者たる自律したサービス供給主体に対して、客観的な基準を満足させるだけの成果を求める仕組みである。これは公共サービスに関わる組織間あるいは組織内において行われる制度的統制である。1990年代に成立したイングランドの学校評価システムでは、査察を通じて評価される項目や基準が明確化され、評価結果が教育水準局にとって満足できる水準であったかどうかが判定(格付け)される。求められる水準に到達していないと判断された学校に対しては、政府による強力な介入の権限が担保されている。各学校は、学校査察という新たな評価システムを通じ、中央政府の求める水準のパフォーマンスを生み出しているかどうかの挙証責任を負わされるようになる。このような統制の仕組みは、民間企業経営に範をとったものであり、「経営管理型統制」と呼ぶことができる。

そして、1990年代イングランドの教育改革を通じて成立した行政統制は、供給主体たる各学校が社会レベルで市場型統制に服することを前提に、教育水準局と各学校との間における経営管理型統制で業績をコントロールするという仕組みを有している。1992年、教育水準局査察が学力テストの学校別結果公表と同時に導入されたように、競争環境の整備を通じた供給主体に対する市場型統制の創出と、全国共通の枠組みと基準に基づく評価制度の整備を通じた経営管理型統制の創出はセットで行われたのである(久保木 2016a、2016b)。

また本研究では、これらの NPM 型行政統制の構造について、オズガ(Ozga, J.)やクラーク(Clark, J.)らの研究に依拠しながら理論的な整理を行った(久保木 2016a)。その要点は、以下のようである。

A. 教育サービス市場における学力テストの導入等による供給主体のパフォーマンスデータの標準化と客観化。それらのデータが、集権的な評価機構と評価システムにとって、「統御のための知識(Governing Knowledge)」という管理統制のための資源となる。これらの客観化されたデータをツールとして行われる統制を「数値による統御(Governing by Numbers)」と呼ぶ(Ozaga 2013)。

B. 上記の統制を普遍化するためには、従来の専門家を中心とした政策共同体の解体が必要とされたが、その手段として導入された

のが評価主体と被評価者であるサービス供給主体を制度的に分離し「関係性の距離」を拡大することであった。これを「距離による統御 (Governing at a distance)」という (Clark 2013)。学校というサービス供給主体を教育水準局という外部機関が査察する仕組みはこれに該当する。

C. 「数値による統御」と「距離による統御」の下に置かれることにより、サービス供給主体たる学校は、市場型統制の要請するパフォーマンスを、経営管理型統制の求める具体的な基準と枠組み(手続)に基づき拳証するためにさまざまな自己規制を行う。このような新たな統制構造に対応した自己規制メカニズム (Power 1997) を供給主体に発生させることが NPM 型行政統制の本質である。

連立政権下での学校評価システム

以上のような行政統制としての学校評価システムが、連立政権以降の教育改革において見せた変化は次のようである。

まず、市場型統制のレベルでは、供給主体である学校の公設民営化 = アカデミー化が劇的に進化した。これにより 多様化による選択の誘因の強化 競争関係の強化 民間事業者による教育サービスのビジネス化などが進化した。

そしてこのアカデミー化を推進するうえで、教育水準局査察の結果が判断基準として利用されることとなった。つまり経営管理型統制における評価結果が、準市場化の推進政策に活用され、それがさらに市場型統制を強化するという循環が生み出されたと考えることができる。

また、経営管理型統制としての学校査察の変化としては、査察による格付けの厳格化、査察対象校の業績「比例」化 (= 査察対象の焦点化) が行われた。さらに労働党政権時代に重視された学校自己評価の義務付けはなくなり、地方教育当局の関与の弱体化と合わせて査察そのものの「再集権化」が行われたと言える。1992 年の学校査察導入当初と同じく、準市場化の推進と統制システムの集権化が同時進化したのが連立政権以降の教育改革の特徴である。

【参考文献】

久保木匡介 (2013) 「イギリスにおけるキャメロン連立政権下の教育改革の動向 「民営化」政策と学校査察改革との関係を中心に」『長野大学紀要』34 巻 3 号。

久保木匡介 (2016a) 「英国における学校評価システム NPM 型行政統制の構造と陥穽」『年報行政研究 51 沖縄における政府間関係』ぎょうせい。

久保木匡介 (2016b) 「11 行政統制 公共サービスの評価を通じた統制の多様な展開」縣公一郎、藤井浩司編 『ダイバーシティ時代の行政学』早稲田大学出版部。

Ball, S. (2012) , *Networks, new governance and education*, Policy Press.

Ball, S. (2013), *The Education Debate (second edition)*, Policy Press.

Clarke, J. (2013), 1 Inspections: Governing at a distance, in Grek and Lindgren eds., *Governing by Inspection*, Routledge.

DfE (2010), *The Importance of Teaching: The School White Paper 2010*, DfE.

Hood, et al., (1999) *Regulation inside Government: Waste-Watchers, Quality Police, and Sleaze-Busters*, Oxford

Ozga, J. (2013), Accountability as a policy technology: accounting for education performance in Europe, *International Review of Administrative Science*, 79(2)

Power, M. (1997), *The Audit Society: Ritual of Verification*, Oxford.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

久保木匡介、現代スコットランドにおける学校評価 教師の専門性向上を軸とした学校自己評価と学校査察、長野大学紀要、査読無、36 巻 2 号、2014、9 - 23。

久保木匡介、英国における学校評価システム NPM 型行政統制の構造と陥穽、年報行政研究 51 沖縄における政府間関係、査読有、2016、66 - 87。

〔学会発表〕(計 1 件)

久保木匡介、イギリスにおける学校教育の統制構造 教育水準局による学校査察の確立と変容、日本行政学会・分科会 A、2015 年 5 月 9 日、沖縄男女共同参画センター (沖縄県那覇市)。

〔図書〕(計 1 件)

久保木匡介他、早稲田大学出版部、ダイバーシティ時代の行政学、2016、207 - 227。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

久保木匡介 (KUBOKI, Kyosuke)

長野大学・環境ツーリズム学部・教授

研究者番号：60434479